

「災害ケースマネジメント全国協議会」の開催について

1.趣旨

近年の自然災害の頻発化と激甚化を受け、中長期にわたる避難生活を強いられている被災者の方々もいることから、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組」である災害ケースマネジメントの重要性が高まっている。

そこで、顔の見える関係性を構築し、関係団体の間で知見の共有を図り、それぞれの役割について理解を深めるため「災害ケースマネジメント全国協議会」（以下「協議会」という）を開催する。

2.構成

構成団体は、別紙に掲げる団体をもって構成する。

3.協議会の議事

協議会は公表とする。

4.協議会の庶務

協議会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）において処理する。

(別紙)

災害ケースマネジメント全国協議会構成団体・オブザーバー一覧

○構成団体

- ・ 全国社会福祉協議会
- ・ 日本介護支援専門員協会
- ・ 日本社会福祉士会
- ・ 日本相談支援専門員協会
- ・ 全国保健師長会
- ・ 日本医師会
- ・ 日本看護協会
- ・ 日本公衆衛生協会
- ・ 日本赤十字社
- ・ 日本行政書士会連合会
- ・ 日本建築士会連合会
- ・ 日本司法書士会連合会
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）

○オブザーバー

- ・ 全国知事会
- ・ 全国市長会
- ・ 全国町村会
- ・ 消防庁国民保護・防災部防災課
- ・ 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
- ・ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
- ・ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課
心の健康支援室
- ・ 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
- ・ 国土交通省住宅局住宅戦略官付

○事務局

- ・ 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）